

## 今後の臨時休業（休校）、出席停止等の基準について

日頃より、佐久市学校教育に対して、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。また、今回の新型コロナウイルス対応については、たくさんの緊急な対応をしていただいておりますことに深く感謝申し上げます。

お陰さまで、6月1日より、感染のリスクを可能な限り低減しながら、全校の登校を再開しております。児童生徒の命を守るための感染防止は第一ですが、学びの保障や心身の健康も大切に考えながら、学校での教育活動を行っています。

さて、これまでお示ししてきた、臨時休業や出席停止等の基準を定めた時点と、現在の状況は変わってきており、新しく示された国や県の「学校の新しい生活様式」のマニュアル等を受け、市内発生で市内全小中学校を臨時休業（休校）としていた基準を改め、下記のように致しました。ご承知おきいただくとともに、万が一、児童生徒やご家族が、感染者や濃厚接触者に特定された場合は、学校へ速やかに連絡をお願いします。

### 記

- 1 児童生徒及び教職員本人が感染症患者となった場合の対応
  - (1) 患者本人は、治癒するまで、児童生徒：「出席停止」（教職員：療養休暇）の措置
  - (2) 当該学校は臨時休業（休校）するが、濃厚接触者が保健所から特定され、校内等の消毒が終了した場合は、専門機関と相談し学校を再開
  - (3) 感染拡大防止、風評被害防止の観点から、保護者に同意を得たうえで学校名の公表
- 2 児童生徒及び教職員本人が濃厚接触者に特定された場合の対応
  - (1) 濃厚接触者本人は、児童生徒：「出席停止」（教職員：就労制限）の措置（2週間）
  - (2) 当該学校は臨時休業（休校）するが、濃厚接触者が保健所から特定され、校内等の消毒が終了した場合は、専門機関と相談し学校を再開
- 3 児童生徒、教職員本人の同居家族が感染者となった場合
  - (1) 当該児童生徒、教職員本人は濃厚接触者として特定されるか否かに関わらず、児童生徒：「出席停止」（教職員：就労制限）の措置（2週間）
  - (2) 当該学校は臨時休業（休校）するが、濃厚接触者が保健所から特定され、校内等の消毒が終了した場合は、専門機関と相談し学校を再開
- 4 児童生徒及び教職員本人の感染は確認されていないが、発熱等の風邪症状がある場合の対応
  - (1) 児童生徒は、「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとしない。
  - (2) 教職員については、就労制限の措置を行う。
- 5 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒について  
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。登校すべきでないと判断される場合は「出席停止、忌引き等の日数」とし、欠席扱いとしない。
- 6 その他の出席停止等の扱いについて  
感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させない場合は、学校と相談の上、「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとしない。
- 7 臨時休業後の給食の提供再開について  
臨時休業の決定により、給食を停止するが、期間がはっきり決まらないため、再開が決まるまで停止とする。学校再開決定後、4日目から給食の提供を再開できる。

なお、今後の感染拡大の状況によって、再び緊急事態宣言の対象区域とされた場合は、国や県の要請に基づき市内全小中学校を一斉に臨時休業とするなど、上記の判断とは異なる対応が求められることもありますので、ご承知おきください。